



みのる法律事務所
第 2 8 4 号
平成 2 5 年 1 2 月

みのる法律事務所
弁護士 千田 實

〒 021-0853

岩手県一関市字相去 57 番地 5

TEL : 0191-23-8960

FAX : 0191-23-8950



みのる法律事務所 <http://www.minoru-law.com/> [✉ minoru@minoru-law.com](mailto:minoru@minoru-law.com)

飛びついてきた犬



弁護士・吉田俊晴先生（昭和 5 3 年 1 1 月 7 日生、
3 5 歳。岩手県奥州市前沢区在住）がその家の庭に入
ったところ、「ワンッ、ワンッ！」と鳴きながら、し
っぽをちぎれるほど振って犬が飛びついてきたそう
です。田園の中にぼつりと建っている、小さな家です。
住んでいる人は誰もいません。

吉田先生は、持参したドッグフードを側にあったボ
ールに入れて犬に与えました。犬は、ががつつ食べま
した。1 食分ずつ小分けにされた袋の全部をすぐに食べ終
えました。食べ終わるとすぐに、「ワンッ、ワンッ！」と
鳴いて、飛びついてきました。ボールに 2 袋目を入
れてやりました。これもすぐに食べきりました。さら
に 3 袋目を入れてやりました。これも、ががつつと食
べきりました。柴犬の雑種のような、腹が減って
いたのです。何せ、3 日ほど何も食べていなかった
のです。水も入れてやりました。犬は、命拾いをした
のです。

吉田先生は、3 日後にも岩手県の片田舎の田圃に
囲まれた小さな家に行き、その犬に餌を与えた
のです。

吉田先生は、その家の住人が窃盗容疑で逮捕され、
その弁護を国から頼まれたのです。先生は、車で 4 0
分ほど離れた警察署へ面会に行きました。5 0 歳
前後の独身男性で、「家には犬が 1 匹いる。何も食
べさせていないので、餌をやってほしい」と頼ま
れました。先生は、警察を出るや否や、近くのス
ーパー

新・憲法の心、黄色い本、いなべんの本は、有限会社エムジェエムの他、下記書店でも好評発売中です。

宮脇書店気仙沼本郷店 〒988-0042 気仙沼市本郷 7-8 TEL: 0226-21-4800
[amazon.co.jp](http://www.amazon.co.jp/) <http://www.amazon.co.jp/> ~ 送料無料 ~





で自腹を切ってドッグフードと天然水のペットボトルを購入し、そこから30～40分も車を走らせ、さらに田舎へ向かいました。目的の家を探すのに四苦八苦しなながら、やっとその家を見つけて庭に入ったところ、犬が飛びついてきたのです。吉田先生は、その後も遠路わざわざドッグフードと天然水のペットボトルを持参して、犬の元へ向かいました。先生の顔を見た犬は、ちぎれるほどしっぽを振って感謝の気持ちと嬉しさを表現しました。「犬は三日飼えば三年恩を忘れぬ」という諺ことわざがありますが、この犬は吉田先生を一生忘れないと思います。

男性の携帯電話などは警察おうしゅうに押収されており、身寄りを捜すにも四苦八苦ししましたが、やっと男性のお姉さんと連絡がつき、その後、犬の世話はそのお姉さんをお願いすることができました。犬も吉田先生も、ほっと一安心です。取り敢えずは、「めでたし、めでたし」ということになりました。本当に良かったと思います。

私は、吉田先生からこの話を聞いて、反省させられました。「今の私は、こんなに依頼者のために一生懸命やっているだろうか」と考えさせられました。私は、吉田先生のように依頼者のためにこんなにも一生懸命、頑張っているではありません。弁護士は、「依頼者のために全力を注ぐ」ということは、基本的スタンスでなければならないはずそそです。弁護士生活を44年も体験してきましたと、どこかで慣れてしまい、横柄おうへいな弁護活動をしているような気がしてなりません。吉田先生の弁護活動を目の当たりにし、深く反省させられました。

私も、せっかく「Gift of Life」(命の贈りもの)ギフト オフ ライフで新しい命をもらいましたので、弁護士の原点に立ち返り、「真に人の役に立つ弁護活動をしていきたい」と、心を新たにしました。

吉田先生は、平成25年(2013年)6月からみのる法律事務所に所属し、一緒に仕事をしてくれています。先生が、私に代わって法廷や出張などをこなしてくれるものですから、時間的余裕が生まれ、依頼者ともゆっくり話ができるようになりました。事件解決についても、時間をかけて検討することができるようになりました。吉田先生がみのる法律事務所に入所してくれたお陰で、私も身の入った仕事ができるようになりました。本当にありがたいと思っています。





吉田先生は、この「**飛びついてきた犬**」の話からもおわかりいただけると思いますが、誠実で朴訥な方です。私は、これまで「1枚の絵を、2人で描くなどということはしたくない」との思いで、他の先生と一緒に仕事をする事は避けてきました。しかし、吉田先生にみのる法律事務所に入所してもらい、一緒に仕事をするようになり、私の考えが誤りであったことを知らされました。それぞれが得意な分野を担当すれば、仕事の効率は極めて高くなることを知りました。吉田先生は、依頼者との打ち合わせなども時間をたっぷり取って丁寧に対応してくれますので、依頼者の皆様も、これまで以上に「みのる法律事務所」に事件依頼をして良かった」と納得してくれるようになりました。

吉田先生は、気遣いが細やかで、出張すれば事務局にもお土産を買ってきたり、時々事務局を誘って食事をごちそうしたり、周囲に対する気遣いもしてくれます。弁護士は、法的力量も大事です。先生は、法律的な問題についても、日祭日を返上したり、夜遅くまで一人残って調べものをしたり、真似ができないほど一生懸命です。そのことも含めて、先生は人間としてのトータル能力、つまり、「人間力」が非常に優れていると思います。

私は、運のいい男です。今度も「良縁」に恵まれました。



『新・憲法の心』の第5巻

『戦争の放棄（その5） 自衛隊はどこへ行くべきか』

「**窮鼠猫を噛む**」という諺があります。「猫に追い詰められた鼠は、逆に猫に噛みつく」ということのようにですが、「自衛隊はどこへ行くべきか」と考えていましたところ、なかなか妙案が浮かばず、追い詰められてしまいました。私にとっては、この問題は「鼠が猫を噛む」というレベルではなく、「鼠が虎やライオンを噛む」というレベルです。

「**窮すれば通ず**」という諺もあります。「行き詰まってどうにもならなくなると、却って行くべき路が開かれる」という意味のようですが、「自衛隊はどこへ行くべきか」という問題に行き詰まったところ、東日本大震災、三陸沿岸





巨大津波の際の自衛隊の救助活動が頭に浮かんできました。「そうだ！自衛隊は国際救助隊にすればよい」という答えが飛び出しました。この考えは、行き詰まった結果、出てきたものです。

しかし、今になってみると、自画自賛じがじさんとなりますが「われながら妙案だ」と思えるようになりました。立っている位置は同じ位置で、180度向きを変えればいいだけです。人を殺傷したり、物を破壊したりする戦力を、目指す方向を180度変えて、人の命を助けたり、地球を救う救助隊にすればよいのです。

病気の体験を基に、平成17年（2005年）7月19日に次の狂歌を詠みました。

バックから 前進ギアに 入れ替わり
視野は開ける スピードアップ



「人を殺したり、物を破壊したりするというバックギア状態にある戦力から、前進ギアに入れ替えて、人の命を助け、地球を救う救助隊に自衛隊を変えるべきだ」と確信するに至りました。



年賀状の欠礼



平成26年（2014年）の年賀状は、欠礼させていただくことにしました。身内で誰かが亡くなったというわけではありませんが、私が年賀状を差し上げる方と、この事務所便りをお読みいただいている方とはほとんど重なります。この事務所便りが皆様のお手元に届くのは、年末になると思われます。そうしますと、年末にこの事務所便りが届いたすぐ後に年賀状が届くこととなりますので、重複ちようふくする感じがします。

そこで、この事務所便りで平成25年（2013年）の御礼と、平成26年（2014年）もよろしくお付き合いいただきますことを祈念きねんし、年賀状に代えさせていただくことにしました。何のことはありません。「手抜きをさせていただく」ということです。来年も、事務所便りと拙著せつちよをお送りしますので、お許し下さるようお願い申し上げます。

平成25年度は、本当にお世話になりました。平成26年度も、これまでと変わらずご支援下さるようお願い申し上げます。

